

市制施行50周年記念ロゴマーク及びオリジナルナンバープレートの募集について

【趣旨】

令和2年度の市制施行50周年に向けて、ロゴマークを広く募集し、愛着のあるものとするこゝで、気運醸成を図る。また、市制施行50周年を契機として、原動機付自転車（50cc以下）用のオリジナルナンバープレートを併せて募集する。

【仕様等】

＜ロゴマーク＞

- 「50周年」、「狛江市」の2点が認識できるもの。
- A4サイズの範囲内とする。
- 拡大・縮小、モノクロ印刷にも対応できること。

＜オリジナルナンバープレート＞

- 「狛江らしさ」を表現すること。
- ナンバープレートのサイズは縦10cm×横20cmとする。
- ビス止めの穴の位置・大きさの変更不可。
- 自賠責保険のシール（3.5cm×3.5cm）を貼るスペースを設けること。
- ナンバープレートの下地の色は白とする。
- ナンバープレートには市名（狛江市）、記号（ひらがな又はアルファベット一文字）、ナンバー（数字4桁）が入ることを考慮し、これらの視認性を確保すること（市名・記号・ナンバーは濃紺）。

【応募対象者】

プロ・アマ問わずどなたでも応募可能。

【選考方法】

選考委員会で受賞作を決定する。

委員長：1人

委員：3人以内

【賞及び賞金】（ロゴマーク、ナンバープレートはそれぞれ別）

最優秀作品：3万円（1点） ※ロゴマーク及びナンバープレートとして採用

優秀作品：1万円（3点）

※18歳以下が受賞した場合、賞金と同額の図書カードを贈呈

【応募方法】

メール又は郵送（提出先 ロゴマーク：政策室 ナンバープレート：課税課）

※応募用紙と併せての提出

【注意事項】

- 応募作品に関する一切の権利は、狛江市に帰属する。
- ロゴマークについては、狛江市市制施行 50 周年事業での使用以外に、狛江市が認める事業（市民等が活用する場合を含む。）に対しても使用を許可することとする。
- 応募作品については提出後の修正・返却は不可とする。
- 郵便やメール送信中の事故により、作品が届かない場合や不可抗力の事故・その他何らかの障害により、作品が確認できない等の問題が発生した場合、市では一切の責任を負わない。
- 応募作品は自作・未発表のもので、第三者の著作権や商標、その他の権利を侵害しないものに限る。著作権等に関する問題が発生した場合は、全て応募者の責任とする。また、応募作品に関連して、狛江市が損害を被った場合は、損害の賠償を請求する場合がある。
- ロゴマーク・オリジナルナンバープレートの作成過程において、デザインを若干修正・変更する場合がある。
- 応募に係る費用は応募者負担とする。
- 応募者が 18 歳以下の場合は、応募に保護者の同意が必要となる。
- 上記の要件を全て満たない場合には選定の対象としない。また、採用後であっても、要件を全て満たさないことが判明した場合は、採用を取り消す。
- 障がいの有無や年齢などに関わらず、多くの人にわかりやすいユニバーサルデザインを心掛けること。
- 応募に関して取得した個人情報、本事業の目的以外には使用しない。
（採用者の氏名や作成意図、お住まいの市町村名等については本人の承諾を得て、広報・市ホームページ等で公表する。）
- 本規定に取決めのない事項については、市の判断により決定する。

【スケジュール】

募集期間：8月15日（木）から10月31日（木）まで

審査期間：11月上旬～中旬

公 表：応募者への通知及び広報こまえ・市ホームページで公表

使用開始：ロゴマーク 令和2年1月～（イベントカレンダー、のぼり等に使用）

ナンバープレート 令和2年10月1日～